

## 水性印刷商品認証制度におけるインキの登録に関する運用規程

### (目的)

第1 この規程は、水性印刷商品認証制度の適正な運用を図るため、一般社団法人健康ビジネス協議会（以下「協議会」という。）水性印刷商品認証制度実施要領（以下「要領」という。）第16の規定に基づき、水性印刷商品認証制度で使用できるインキの登録に関し必要な事項を定めるものとする。

### (登録対象インキ)

第2 本規程において、登録対象となるインキは、要領第5の別記2「水性印刷商品認証基準」1(2)の基準を満たしたインキとする。

### (登録の申請)

第3 申請者は、別記様式に、以下の関係書類を添えて、協議会に申請するものとする。

- (1) 水性インキの基準色別、溶剤タイプ別成分比率が分かる「安全データシート (SDS)」
- (2) その他、補足説明資料

2 協議会は、申請された書類の内容を確認し、不備がない場合は審査を行う。

### (申請内容の審査)

第4 認証制度実施要綱（以下「要綱」という。）第6及び第9の規定に基づき、水性印刷商品認証制度の審査委員会により、申請内容の審査を行う。

### (登録)

第5 協議会会長は、審査委員会から報告のあった審査結果を受けて、登録の可否を決定し、申請者に対してその結果を通知する。

2 登録を決定したときは、協議会は登録簿に、以下の事項を登録する。

- (1) 登録番号及び登録年月日
- (2) 登録するインキシリーズ及びインキ（以下「登録インキ」という。）の名称
- (3) 登録インキに係る SDS の内容（当該インキについて水性インキであることが判断できる内容）
- (4) 登録の申請責任者（部署・氏名、勤務先住所、連絡先電話番号・E-mail）
- (5) 登録インキの製造者（企業名、住所、連絡先電話番号・E-mail）

(手数料)

第6 本規程において、要綱第12第1項に規定する手数料は徴収しないものとする。

2 インキ登録に係るその他の必要経費は、申請者が負担するものとする。

(登録の削除)

第7 協議会会長は、登録インキが製造中止となったとき又は登録簿の登録内容に変更があったとき（責任者、連絡先の変更等軽微な変更を除く。）は、当該登録を削除する。

(申請者の責務等)

第8 インキの登録を受けた申請者は、登録インキが製造中止となった場合又は登録簿の登録内容に変更が必要となった場合は、速やかに協議会会長に報告しなければならない。

2 要綱第16第1項から同第5項の規定を準用する。

附則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。